

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意を

全国で新型コロナウイルスの感染拡大に関連した次のような相談事例が寄せられています。根拠のない話には耳を貸さない、メールは無視する、口座情報や暗証番号は教えない、現金やキャッシュカードを渡さないなど被害の未然防止に努めましょう。

水道局などを語る悪質事例

・「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」との不審な電話
 ・下水道管や排水管が「新型コロナウイルス」で汚染されているとの不審な電話
 ・「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる」と言っているマイナンバーカードを搾取しようとする不審な電話
 ・金融機関職員を名乗り、新型コロナウイルスに関連して口座

助成金や検査などに関連して行政や関係機関を名乗る悪質事例

・市の新型コロナウイルス対策室などを名乗り、個人情報聞き出す不審な電話
 ・携帯電話会社名で新型コロナウイルスに関するメール
 ・「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる」と言っているマイナンバーカードを搾取しようとする不審な電話
 ・金融機関職員を名乗り、新型コロナウイルスに関連して口座

・「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる」と言っているマイナンバーカードを搾取しようとする不審な電話
 ・金融機関職員を名乗り、新型コロナウイルスに関連して口座

今後の本市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的に、本市の地域特性を踏まえ、災害発生の事前の備えを行うため、防災・減災に資する取り組みの推進方針を定めます。

閲覧場所／本庁1階情報公開コーナー、本庁4階企画政策課、各支所、各地区コミュニティセンター、中央公民館、中央図書館、市ホームページ

募集期間／6月30日(火)～7月30日(木)消印有効

提出方法／任意の様式に住所・氏名・意見または提言を明記の上直接、送付、ファクス、メール

☎本庁企画政策課政策G ☎(20)48311

☎(20)5570
seisaku@city.satsumasendai.lg.jp

広報電話を活用ください

左表の情報がいつでも聞けるよう広報電話を設置しています。

広報電話	
☎0120(894)256	
番組表	
21	当番医(日曜日・休日)
22	夜間救急当番医
23	歯科医の休日診療
24	水道サービスセンター

☎本庁広報室広聴広報G ☎(20)321

新型コロナにならない・うつさない!



息苦しさや強いだるさ、高熱などの症状がある場合や、高齢者などで基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や、咳といった比較的軽い風邪の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 相談窓口**
- 厚生労働省／☎(0120)565653 *受付時間は9時～21時
 - 帰国者・接触者相談センター(川薩保健所)／☎(23)3165 ☎(20)2127
 - 薩摩川内市新型コロナウイルス対策本部事務局(市民健康課 すこやかふれあいプラザ内)／☎(22)8811

河川堤防、高水敷での除草剤散布は禁止です

例年、川内川の河川堤防や高水敷に、除草剤が散布された痕跡を複数箇所確認しています。河川の水质に悪影響を及ぼす恐れがありますので、絶対に散布しないでください。

森林炭素マイレージ事業申請

市では、温室効果ガスの排出削減を促進するため、「森林炭素マイレージ事業」を創設しました。積極的な活用をお願いします。

事業内容／新築木造住宅の建築主に対して、森林吸収源対策に寄与する取り組みに係る経費の一部を、CO2固定量に応じて補助します。

「新型コロナウイルス感染症」相談窓口

市では、本庁および支所に新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。

「各種相談窓口」

左記の窓口では、新型コロナウイルス感染症の影響による相談および各種支援などの相談を受け付けていますので、問い合わせください。

市では、主要な計画や指針の立案に際してパブリックコメント(市民意見公募手続き)制度を設けています。次の計画(案)について、皆さんの意見・提言を募集します。

薩摩川内市国土強靱化地域計画

■策定の目的・内容／

相談項目	窓口(問合せ先)
新型コロナウイルス感染症に関する健康相談(全般)	市民健康課(すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811
市税・国民健康保険税の納税相談	本庁収納課 ☎2467・2424
後期高齢者医療保険料の納付相談	本庁保険年金課 ☎2832
介護保険料の納付・減免措置に関する相談	本庁高齢・介護福祉課 ☎2622
国民健康保険税の減免措置に関する相談	本庁税務課 ☎2233
国民年金保険料の免除措置に関する相談	本庁保険年金課 ☎2821
市営住宅の家賃減免措置・市営住宅の提供の相談	本庁建築住宅課 ☎3611
水道料金・下水道使用料の支払猶予などの相談	本土地域/水道局お客さまセンター ☎0996(20)8500 甕島地域/各支所窓口
農林水産業経営に関する相談	本庁農政課 ☎4461 本庁畜産課 ☎4231 本庁林務水産課 ☎4261・4271 本庁六次産業対策課 ☎4451 本庁農業委員会事務局 ☎5621
中小企業・小規模事業者を対象とした資金繰りや事業継続・雇用に関する相談	本庁商工政策課 ☎4321・4322・4323
特別定額給付金(1人につき10万円)に関する相談	特別定額給付金事業プロジェクトチーム ☎専用電話 0996(23)5188
子育て世帯への臨時特別給付金についての相談	本庁子育て支援課 ☎2364